

## 令和2年4月1日付 人事異動の考え方

### <基本方針>

- 1 令和2年度人事行政方針に基づき、第3次行財政改革大綱による財政健全性を確保し、第2次総合計画前期基本計画（第2次実施計画）に掲げる施策を着実に推進するための組織体制と人員配置とする。
- 2 亀山市定員適正化計画に基づき、適正な定員管理を行うとともに、多様な雇用形態の活用を図る。
- 3 亀山市男女共同参画基本計画に基づき、あらゆる分野において女性が活躍できる社会の実現を目指し、女性職員の積極的な登用及び職域の拡大を図る。
- 4 国、三重県等との人事交流、研修派遣を継続的に実施するとともに、人材育成基本方針に基づきキャリア意識の醸成のため計画的なジョブ・ローテーションを行い、人材の育成と組織の活性化を図る。

### <新体制の概要>

- 1 第2次実施計画に掲げる施策を着実に推進するための人事体制として、担当参事の設置や施策展開等と連動した人員の増員等を行う。特に令和2年度は、文化年2020や三重とこわか国体リハーサル大会に対応するとともに、JR亀山駅周辺整備事業及び新図書館整備事業を確実に進めるため、積極的な人員配置を行う。

参事の設置：文化振興担当参事

人員増員等：スポーツ・文化部門の推進体制の強化  
スポーツ分野での職員の新規採用  
亀山駅周辺整備事業の推進体制の強化  
新図書館整備事業の推進体制の強化

- 2 定員適正化計画に基づき、適正な定員管理を行い、再任用職員についてはこれまで培った知識や経験を十分に発揮できる分野に配置するほか、任期付職員及び会計年度任用職員を効果的に配置する。また、育児休業者は定数外とすることとし、適正な人員配置を行う。
- 3 女性の視点や意見を行政運営に生かすため、女性の管理職員への積極的な登用を図る。  
令和2年度に配置する女性課長：6人

4 国土交通省、三重県との人事交流及び文化庁、三重地方税管理回収機構への研修派遣並びに公益的法人（亀山市社会福祉協議会）へ職員派遣を引き続き行い、新たに徴収事務における幅広い知識、専門的な技術を修得させるため、三重地方税管理回収機構に職員を派遣する。

（1）都市整備及び土木部門体制強化のため、国土交通省との人事交流（継続）

（2）特定行政庁推進のため、三重県との人事交流（継続）

（3）文化財建造物部門の人材育成のため、文化庁へ研修派遣（継続）

（4）三重地方税管理回収機構へ研修派遣（継続）

（5）徴収事務における幅広い知識、専門的な技術を修得させるため、三重地方税管理回収機構へ職員派遣（新規）

（6）地方自治の政策研究を通じた人材育成のため、三重県地方自治研究センターへ研修派遣（継続）

（7）公益的法人（亀山市社会福祉協議会）へ職員派遣（継続）